

東近江市認定こども園設置運営事業者募集に係る質問及び回答

令和5年6月12日

No.	質問	回答
1	既存建物を除去していただく場合、地下に杭などがある場合、杭なども合わせて除去していただけるということによろしいでしょうか。	質問者のお見込みのとおりです。
2	様式4-8詳論アには「土地利用計画図」となっていますが、募集要項には「土地利用計画」となっています。どちらが正しいですか？また、この項目には建物建設段階での地域住民への配慮的な内容（騒音・粉塵・交通安全確保など）を記載するのでしょうか？それとも建物が立った後のことでしょうか？	前段について、「土地利用計画」を正とします。ただし、図面等を用いて資料を作成していただいても差し支えありません。 後段について、施設建築段階、施設開設後のそれぞれで地域住民へ配慮すべき事項があれば、いずれについても記載ください。
3	計画道路（R7年4月供用開始予定）の工事の時期について、予定されている日程をご教示ください。	令和6年9月から令和7年3月末までを予定しています。
4	こども園建設工事にあたり、工事用進入路は、東側の市道長勝寺1号線でしょうか。あるいは西側計画道路からでしょうか。	市道能登川北部線（西側の道路）を工事車両の進入路としてください。市道長勝寺1号線（東側の道路）は、狭隘であることから周辺住民の通行に支障を来す恐れがありますので、工事車両は通行しないでください。
5	全体工程の検討のため、補助金の内示の時期について、予定されている日程をご教示ください。	最短は12月上旬内示予定（10月6日協議書提出）での計画をしています。 次点計画として、4月上旬内示予定（令和6年2月上旬協議書提出）での計画も考えられますが、いずれも内示前の着工不可を踏まえ令和6年度内工事完了の工程をお願いします。
6	計画道路が、市道長勝寺1号線へ通り抜けできる時期は、いつごろの見込みでしょうか。	通り抜け可能な時期は未定であり、具体的な時期はお示しできません。
7	特殊付帯工事のなかに、太陽光発電設備等、省エネルギー設備の設置費は含まれますか。	質問者のお見込みのとおりです。
8	こども園の設定基準について、保育室と遊戯室は、それぞれが『満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上』の面積を確保する必要がありますか。	滋賀県が示している認定こども園の認定基準では、保育室及び遊戯室の合計面積が2歳以上児の数に1.98㎡を乗じて得た数を超えていることを求めています。ただし、保育室及び遊戯室の面積いずれもが1.98㎡/人を満たさない場合は、滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年滋賀県条例第72号。以下「基準条例」という。）の別表（第6条関係）1 設備(5)に該当する必要があります。 【参考】基準条例のURL <a href="https://www.pref.shiga.lg.jp/site/jourei/reiki_int/reiki_honbun/k001RG00000474.html">https://www.pref.shiga.lg.jp/site/jourei/reiki_int/reiki_honbun/k001RG00000474.html</a>

9	<p>ホームページ上に、『建築確認申請を行う場合は、事業用地東側に接する市道長勝寺1号線を建築基準法上の接道』とし、『市道能登川北部線を供用開始した際には、変更申請』とのご指示がありますが、東側道路と敷地の間に開渠水路があります。</p> <p>こども園建設工事の際に水路占用許可をとり、所定の接道長さの橋を架けて工事完了検査を受け、後に撤去するというのでしょうか。</p>	<p>建築確認の際は、接道を確保するために滋賀県内建築基準法取扱基準2-1-02 2.(3)に基づき水路占用許可を求められますが、橋の設置の完了までは求められていません。</p> <p>よって、完了検査までに市道能登川北部線の供用が開始されれば、当該道路を接道とする変更を行うことにより、橋の設置は不要と考えています。しかし、供用開始前に完了検査を受ける場合は、確認申請のとおり橋を設置する必要があります。供用開始後については、橋を残置しておくことも可能です。</p>
10	<p>洪水調整機能の検討のため、既存敷地の洪水調整機能(調整池)に関する資料提供をお願いします。(調整池の規模等)</p>	<p>平成元年4月21日付けで都市計画法第29条の許可が出ています。水理計算書の提供が可能であるため公文書公開請求してください。都市計画課窓口までお問合せください。</p> <p>なお、公文書公開請求を受付してから公開決定まで約2週間必要です。</p>
11	<p>現況地盤の高低差がわかる測量図を、ご提供いただけますか。</p>	<p>平成元年4月21日付けで都市計画法第29条の許可が出ています。造成計画平面図の提供が可能であるため公文書公開請求してください。都市計画課窓口までお問合せください。</p> <p>なお、公文書公開請求を受付してから公開決定まで約2週間必要です。</p>
12	<p>計画地、または計画地周辺のボーリングデータを、ご提供いただけますか。</p>	<p>別紙位置図のボーリングデータの提供が可能ですが、詳細については、東近江市情報公開条例の規定により公文書公開請求を行ってください。下水道課窓口までお問合せください。</p> <p>なお、公文書公開請求を受付してから公開決定まで約2週間必要です。</p>
13	<p>既存施設の解体工事について、解体工事の図面(既存建物の図面)は、ご提供いただけますか。また、基礎杭や地中構造物の撤去は、解体工事に含まれますか。</p>	<p>解体工事図面の提供につきまして、施主事業者の了承は得られています。提供方法(原図の閲覧、写しの提供等)については、要相談となります。地中構造物等は、既存建物の解体工事において除去されます。基礎杭はありません。</p>
14	<p>敷地の土壌汚染状況調査は行われますか。</p>	<p>事業用地の履歴から判断して、土壌汚染状況調査の必要性は低いと考えています。このため、市が土壌汚染状況調査を実施する予定はありません。</p> <p><b>【参考】土地の履歴</b>  平成元年まで 農地  平成元年 造成(用途:独身寮及び駐車場)  平成2年 社員寮建築  令和5年 社員寮解体</p>
15	<p>提出一覧(15P)の中で、12の法人の預金残高証明書の提出とありますが、全国で取引しているすべての地銀も提出するのでしょうか。</p>	<p>取引されている金融機関が複数ある場合は、取引額が最も大きな金融機関のすべての預金口座について、残高証明書を提出してください。ただし、審査の状況によっては、他の金融機関の預金口座についても、追加で提出を求める可能性があります。</p> <p>なお、本回答は、複数の金融機関から残高証明書を取得し、提出することを妨げるものではありません。</p>